

商店街施設整備支援事業 (市町村振興総合補助金)

商店街活性化のため、商店街団体等が行う共同施設の整備及び改修・補修に対して、市町村を通して支援します。

■事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、任意の商店会等

■対象事業

アーケード、カラー舗装、街路灯、防犯カメラ、駐車場、駐輪場その他商店街の活性化を図り、かつ、一般の利便を図るための施設の取得及び改修・補修（土地の取得・造成費を除く。また街路灯は、他の施設と併設することが必要。）

■補助率等

県1/4（補助限度額：1,000万円）、市町村1/4以上

■募集期間

募集時期、制度内容については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

各地方振興事務所 地方振興部（138ページ参照）

次世代型商店街形成支援事業

次世代を見据えた持続的な発展を目指す商店街のビジョン作成、ソフト・ハード事業を支援します。

■事業主体

商店街組織、商工会議所・商工会、まちづくり会社、その他（地域の活性化に資する取組を行う団体）等

■対象事業

(1) ビジョン形成

商店街を取り巻く環境の変化を踏まえた商店街ビジョン（将来像、目指す姿）を策定する事業

(例) 検討会、ニーズ調査、先進事例視察、専門家を招いた勉強会 等

(2) 課題解決

商店街ビジョンを踏まえた、商店街が抱える課題を解決するために行うソフト・ハード事業

※商店街ビジョンが策定されていることが申請の条件となります

(例) ・商店街等の創意工夫を活かした個性の創出・発展を図るためのイベント

・空き店舗を活用した、コミュニティ施設、チャレンジショップ等の整備 等

■補助率

(1) ビジョン形成 2/3以内

(2) 課題解決 ソフト事業 2/3以内

ハード事業 1/2以内

■補助限度額

(1) ビジョン形成 200万円（単年）

(2) 課題解決 ソフト事業 100万円（単年）

ハード事業 300万円（2年間計）

■補助期間

最大2年間

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

商店街NEXTリーダー創出事業

商店街活動の新たな担い手やリーダーの創出に向けて、先進事例等を学ぶ機会の提供と、実践的な取組等に対して補助金による支援を行います。

■商店街NEXTリーダーセミナー

県内の若手・女性事業者等を対象に、全国の先進事例や地域課題解決手法といった、商店街活性化やまちづくりについて学ぶセミナーを開催します。

セミナーの内容については、県商工金融課のホームページ等でお知らせします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

■商店街NEXTリーダー創出事業費補助金

(1) 対象事業

① トライアル事業

商店街や地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、若手・女性事業者グループが主導し、新たに企画して実践する商店街や地域商業活性化のための事業

② 魅力発信事業

若手・女性事業者グループを形成することが困難な地域において、商店街団体がまちづくり会社、特定非営利活動法人等、外部機関と連携し、商店街を含む地域の魅力を発信する事業

(2) 事業主体

① トライアル事業

商店街団体（若手・女性事業者グループが主導するものに限る）、任意の若手・女性事業者グループ

② 魅力発信事業

商店街団体（仙台市中心部の商店街を構成する団体を除く）

(3) 補助率等

○補助率 定額

○補助限度額 上限30万円 下限20万円

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp

買い物機能強化支援事業

移動販売車の運行など地域の買い物機能強化への取り組みを支援します。

■対象事業

(1) 事業計画策定事業

地域商業を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな販売手法の事業計画を策定する事業
(例) 買い物環境や住民ニーズの調査、専門家を招いた勉強会、実証実験等

(2) 買い物機能強化事業

事業計画に基づき新規又は従来から実施している取組を拡充して実施する以下の事業で、補助金交付終了後も継続して実施されることが確実であると認められる事業

- ① 地域に店を作る事業（無店舗地区へのスーパーの設置等）
- ② 商品を届ける事業（食料品・日用品等の移動販売、宅配事業等）
- ③ 商店街等へ送迎する事業（商店街による買い物ツアーの実施、送迎サービス等）

■事業主体

商店街組織、商工団体、まちづくり会社、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、任意団体、中小企業者等

■補助率等

(1) 事業計画策定事業

- ・補助率：2/3
- ・補助上限額：1,000千円

(2) 買い物機能強化事業

- ・補助率：1/2
- ・補助上限額：2,000千円

11

まちなかの魅力アップのために

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商業振興班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2746 ・メール syokokins@pref.miyagi.lg.jp